

写

2人委給第658号  
令和2年11月12日

福岡県議会議長 吉松源昭 殿

福岡県知事 小川洋 殿

福岡県人事委員会委員長 井手和英

福岡県の職員の給与等に関する報告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙のとおり報告します。



## 報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきた。本年10月15日、特別給について勧告したが、その際、月例給その他の項目については、改めて必要な報告を行うこととしていた。

今般、月例給及びその他の項目について、調査結果を取りまとめたので報告する。

### 1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

### 2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和2年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

## (1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,280人（昨年39,091人）、行政職給料表適用職員で8,884人（同8,869人）であり、平均年齢は、全職員で41.3歳（昨年41.6歳）、行政職給料表適用職員で41.8歳（同42.1歳）である。（参考資料第1表）

職員数を10年前の平成22年4月と比較すると、全職員で10,134人（20.5%）（うち、行政職給料表適用職員では203人（2.2%））減少し、平均年齢は、全職員で2.8歳（行政職給料表適用職員では1.7歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

〔参考〕全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

## (2) 平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,884人）の平均給与月額は383,268円（昨年383,116円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,280人）の平均給与月額は396,975円（同397,347円）である。（参考資料第3表）

なお、平均給与月額について、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、行政職給料表適用職員では8.0%、全職員では12.6%、それぞれ減少している。

## 3 民間の給与

### (1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与の額及び所定外給与の額（参考資料第22表から算出した額）は、それぞれ昨年4月に比べ2.2%の増加、17.0%の減少となっている。

（注）「所定外給与の額」は、参考資料第22表中、「きまって支給する給与の額」から「所定内給与の額」を差し引いた額

## (2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,995事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した516事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から7月31日まで先行して実施した。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。(参考資料第13表～第20表)

### ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で28.2% (昨年32.7%)、高校卒で17.8% (同16.3%) となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で36.1% (同39.7%)、高校卒で47.1% (同55.1%) であり、大学卒で3.6ポイント、高校卒で8.0ポイントそれぞれ減少している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で63.9% (同60.3%)、高校卒で52.9% (同44.9%) であり、大学卒で3.6ポイント、高校卒で8.0ポイントそれぞれ増加している。(参考資料第14表)

### イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.1% (昨年37.3%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0% (同0.0%) となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
	係員		30.1	17.2	0.0
課長級		23.1	17.1	0.0	59.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は86.0%（昨年88.3%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は22.0%（昨年25.4%）、減額となっている事業所の割合は8.3%（同4.8%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中止			
		増額	減額	変化なし				
係員	88.8	86.0	22.0	8.3	55.7	2.8	11.2	
課長級	77.5	74.7	17.6	8.8	48.3	2.8	22.5	

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### 4 本年の職員の月例給与と民間の月例給与との比較

「令和2年県職員給与等実態調査」及び「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員に相当する職員（行政職給料表適用職員のうち、福祉職、海事職及び医療技術職員等並びに本年度の新規学卒の採用者等を除く7,770人）、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素であ

る役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表3のとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均84円（0.02%）上回っていた。

（参考資料第4表、第16表）

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与(A)	行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与(B)	較差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
369,011円	369,095円	△84円 (△0.02%)

## 5 職員給与と国家公務員給与との比較

### (1) ラスパイレス指数

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員の平成31年4月1日における給与水準について、その俸給の月額と給料の月額とを対比させて比較、算出したラスパイレス指数は100.6となっている。

表4 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職員
100.0	100.6

### (2) 平均給与月額

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料（俸給）の月額では、職員(327,558円)が国家公務員(327,564円)を6円下回っており、諸手当を加えた平均給与月額では、職

員(369,095円)が国家公務員(408,868円)を39,773円下回っている。

表5 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額	給料(俸給)の月額	諸手当月額
	円	円	円
国家公務員(A)	408,868	327,564	81,304
職員(B)	369,095	327,558	41,537
(A) - (B)	39,773	6	39,767

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料(俸給)の月額及び諸手当月額は、令和2年の人事院勧告参考資料第3表その1及び本県報告参考資料第4表による。

## 6 物価及び生計費

総務省統計局の消費者物価指数は、本年4月において、昨年同月に比べ、全国では0.1%、福岡市では0.3%それぞれ上昇している。(参考資料第22表)

また、本委員会が同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は、表6のとおりである。(参考資料第21表)

表6 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
128,710円	176,350円	198,540円	220,740円	242,940円

## 7 人事院の報告及び勧告

人事院は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき本年10月7日、国家公務員の特別給の支給月数を引き下げる勧告を行い、併せて人事管理に関する報告を行った。

月例給については、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施した。その調査結果に基づき10月28日の報告において、国家公務員給与が民間給与を平均164円上回っていたが、その較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わないこととした。

国家公務員の人事管理に関する報告においては、危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為な人材の確保・育成等の責務を適切に果たすこと、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけること、在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進することとしている。

月例給及び人事管理に関する報告の概要は、別記のとおりである。

## む す び

職員の給与決定に係る諸情勢については以上述べてきたとおりである。また、給与以外の勤務条件や人事管理に関する状況・課題等を踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与その他の勤務条件等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

### 1 月例給の改定について

前記4のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を84円(0.02%)上回っていたが、民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であること、また、人事院が本年の月例給の改定を行わなかったこと等を踏まえ、月例給の改定を行わないこととする。

### 2 人材の確保及び育成について

#### (1) 有為な人材の確保

本委員会では、これまで本県職員の仕事の魅力ややりがいを発信し、有為な人材の確保につなげるため、事務系・技術系職員別及び女性を対象としたガイダンス、大学等で開催される就職説明会、福岡県ホームページ作成等による広報活動に取り組んできた。

しかしながら、少子化の進行による受験者年齢層人口の減少や民間企業における採用活動の活発化・早期化、国や他自治体等との競争激化などの影響により、近年では職員採用試験の受験者の減少傾向が顕著となり、優秀な人材の確保が喫緊の課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により説明会が中止されるなど、人材確保の活動が制限を受ける中、優秀な人材を継続的に確保するためには、多様な媒体を活用し、受験者層に発信する広報内容を更に充実させるとともに、発信の対象を九州圏外の学生等にも拡大し、積極的にアピールを行っていく必要がある。今年度は、職種ごとの仕事内容や魅力などを職員自らが紹介する動画を作成し、ホームページ上で広く受験者層に向けて発信したが、今後も、任命権者と緊密に連携を図りつつ、オンライン等を活用した、より有効な受験者

確保策に積極的に取り組んでいく。

## (2) 女性の採用・登用の拡大

任命権者においては、複雑化・多様化している行政課題に対応するため、政策方針決定過程への女性の参画拡大を図る必要性があり、有為な女性職員の採用・登用を進めてきた。平成28年度から令和2年度までの特定事業主行動計画においては、管理職等への登用について、一定の成果が見られたところである。今後は、組織の実情及び改善すべき要因の分析、職員の年齢構成や性別構成などの将来推計等を踏まえて、計画的に取り組むことが必要である。

本委員会としては、引き続き任命権者と協力しながら、女性を対象としたガイダンス等を通じて、公務の魅力やキャリアパス、働きやすい勤務環境等について積極的な広報を行うことで、女性受験者の確保に努めていく。

## (3) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、職員の士気高揚や能力開発・人材育成を目的として導入され、全職員を対象に給与への反映がされており、既に制度として職員に受け入れられているところである。

今後、人事評価の結果を任用や給与等の人事管理の基礎として活用していくためには、職員の能力及び業績を適切に把握し、適正な評価を行うことが重要である。

任命権者においては、引き続き、運用実態を検証して、評価者である管理職員の評価スキル向上などに努め、職員の理解と納得を得ながら、人事評価制度に基づく適正な人事管理を進めていく必要がある。

## 3 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

### (1) 時間外勤務の上限規制の徹底及び長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員が心身ともに健康で、意欲を持って職務を遂行するため、また、仕事と生活の調和のためにも重要な課題である。

本委員会では、働き方改革関連法による労働基準法等の改正を踏まえ、昨年

4月から、時間外勤務命令の上限を、1月について原則として45時間、例外業務に従事する場合100時間未満などと設定したところである。

しかしながら、任命権者の報告によると、昨年度、1月に100時間以上の時間外勤務を命じられた職員は、延べ1,095人に上っており、また、本委員会が、本年4月から6月までの各月における時間外勤務命令の状況を調査したところ、例外業務に該当しない業務により1月に45時間を超えて時間外勤務を命じられた職員が延べ338人にも上り、そのうち5人についての時間外勤務命令は100時間以上に及んでいることが認められた。

任命権者においては、長時間の時間外勤務を命じている所属長に対して、時間外勤務の上限遵守を徹底するよう指導するとともに、長時間労働の要因について検証を行い、対策を講じる必要がある。さらに、各所属においては、管理監督者がマネジメント能力を最大限に発揮し、業務の効率化、平準化に積極的に取り組んでいくことが重要である。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症対策及び近年の度重なる豪雨災害による被害の復旧・復興等に係る業務に従事する職員、さらに、関連する多くの職場で時間外勤務が増大していることから、任命権者においては、業務負担が増加している部局への弾力的な人員配置などの適切な対応が必要である。

## (2) 教員の働き方改革による長時間労働の是正

文部科学省は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として「公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある指針へ格上げするとともに、一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り）を各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できることとした。

一年単位の変形労働時間制の導入については、教員の働き方改革を進めるための選択肢の一つであるが、制度導入に当たり、これを実りあるものとするためには、通常業務量の削減や長期休業期間における部活動及び研修の効率化など実質的な教員の負担軽減をあわせて実施することが不可欠である。

また、教育委員会においては、県立学校の教員について、ICカードによる

勤務時間管理システムを導入し、勤務時間の実態を把握して、定時退校日の拡大、学校閉庁日の設定及び部活動休養日の拡大を実施するなど教員の働き方改革を進めているところである。教員が指針に定められた在校等時間の上限時間を遵守できるよう超過勤務縮減のための対策を行うとともに教員の健康確保措置を講じることが必要である。

あわせて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるように、県教育委員会においては、県立学校における取組に係る情報等を市町村教育委員会に提供し、全体で共有するなど、小中学校や市町村の取組を支援することにより、本県の教職員の働き方改革を牽引していくことが求められる。

本委員会としても実態を把握し、引き続き、必要に応じて働きかけを行っていく。

### (3) 長時間労働者の健康確保

長時間の時間外勤務等に伴う疲労の蓄積は、職員の健康障害発症のリスクを高めることから、任命権者においては、職員の健康不調を早期に発見し、解消する必要がある。そのため、長時間労働に従事した職員の健康状況を適確に把握するとともに、当該職員に対する医師の面接指導の確実な実施に引き続き努める必要がある。

### (4) 年次休暇の使用促進

年次休暇の使用は、職員の心身の疲労回復や、仕事と生活の調和のために重要である。

しかしながら、本委員会が、令和元年における年次休暇使用状況を調査したところ、平均使用日数は10.7日であり、前年に比べわずかに減少している。また、依然として、一定数の職員が年次休暇を全く使用していない状況が認められる。

任命権者においては、引き続き、所属における年次休暇の使用促進について所属長に対し指導するとともに、管理監督者においては、職員が年次休暇を使

用しやすい職場環境づくりや計画的・連続的な使用の促進に、より一層努める必要がある。

#### (5) 仕事と家庭等の両立支援及び多様な働き方の推進

育児、介護などの事情を有する職員が、仕事と家庭等を両立させながら安心して働き続けるために、必要とする職員が、性別にかかわらず円滑に両立支援制度を利用できる職場環境が必要である。

特に、男性職員の仕事と育児の両立については、任命権者は数値目標を定め、育児休業等や出産・育児に係る休暇の取得率の向上に取り組んでいるが、目標の全てを達成するには至っておらず、管理監督者においては、職員が子育てに関する制度を利用しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

また、本年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が広がり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は「新しい生活様式」の実践例として、人と人の接触機会の低減、日常生活における感染症対策のほか、多様な働き方の選択について提言した。

任命権者においては、職員の感染及び感染に伴う公務の停滞を防ぐため、時差通勤の運用拡大、モバイル端末を活用するなどの在宅勤務の取組を実施している。

時差通勤や在宅勤務、ICTの活用など多様な働き方は、近時の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模な自然災害をはじめ様々な場面における円滑な職務遂行のみならず、職員の仕事と家庭等の両立に寄与するとともに、有為な人材確保にもつながるものであることから、任命権者においては、昨今の社会の変化を変革の好機と捉え、引き続き、弾力的な働き方について検討を進める必要がある。

#### (6) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、その種類を問わず、職員個人の尊厳を傷つけ、勤労意欲の減退やメンタルヘルス不調を引き起こすものである。また、直接行為を受けなくとも、ハラスメント行為により職場環境が悪化し、公務能率の低

下を招くなど組織への影響は計り知れないものであり、その対策は喫緊の課題といえる。

本年4月、パワー・ハラスメントの防止等の措置を講じるための人事院規則が制定され、パワー・ハラスメントの禁止、苦情相談への対応等が規定された。また、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る人事院規則についても、注意義務規定を禁止規定に改める改正が行われた。

本県においても、これらを踏まえ、任命権者において、関係する指針等の見直しを行ったところであるが、指針等の改定にとどまらず、ハラスメント防止の重要性やハラスメントに該当する事例等の更なる周知を図り、職員の理解を深めるとともに、管理監督者に対する研修等を通じて、その責務について認識を徹底させることなどにより、実効性のある防止策を適切に講じていく必要がある。

## (7) メンタルヘルス対策

職員の心の健康の保持は、職員がその能力を十分に発揮し行政サービスを一層向上させるとともに、仕事や家庭を充実させるためにも、極めて重要な課題である。

これまで、任命権者において、ストレスチェック制度の活用、相談窓口の設置、職員への研修など様々な対策が講じられてきたところである。

しかしながら、本委員会が実施した「職員の厚生制度に関する実態調査」によると、精神疾患によって長期病気休暇等を取得した職員の数は増加傾向が続いており、また、特に20歳台までの若年層の発生率については、近年、上昇傾向が顕著であることが認められる。

任命権者においては、その原因や背景の分析を進めるとともに、引き続き、風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を未然に防止するための職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見と適切な対応、療養から復帰した職員に対する職場での支援、再発防止に向けた取組を一層推進する必要がある。

## (8) 会計年度任用職員制度等の適切な運用

臨時的任用職員及び非常勤職員の任用要件の厳格化並びに会計年度任用職員制度の創設が盛り込まれた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が、令和2年4月に施行された。本県においても当該制度を導入し、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用の適正化を図るとともに、会計年度任用職員の任用や処遇に関する規定の整備を行ったところである。

任命権者においては、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、この改正法の趣旨に沿って、引き続き、適切に制度を運用していく必要がある。

## 4 定年の引上げに関する制度について

人事院は、平成30年に、国会及び内閣に対し、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行い、令和2年人事院勧告においても、昨年に引き続き早期に実施されるよう要請が行われている。

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが必要であることから、本県の実態に即した定年の引上げを円滑かつ着実に実施できるよう、役職定年制のあり方、既存の再任用制度との均衡等、解決すべき諸課題を整理し、国や他の都道府県の動向を引き続き注視しつつ、所要の準備を進めていく必要がある。

## 5 公務員倫理の徹底について

本県においては、これまでも任命権者により不祥事防止のための取組を強化してきたところであるが、依然として昨年度、性的非行、飲酒運転及び覚醒剤所持など重大な不祥事が続発しており、公務に対する県民の信頼が著しく損なわれていることは、極めて遺憾である。

職員においては、福岡県職員としての使命感と矜持を堅持するとともに、公務の内外を問わず、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、厳正な服務規律の保持や法令遵守の徹底が求められる。

任命権者においては、引き続き、あらゆる機会を捉えて職員の意識改革に努めるなど、不祥事の根絶に向けた取組を粘り強く進めていく必要がある。

## 6 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

本県は、新型コロナウイルスの感染から県民の生命と健康を守ることを最優先に、県内での感染とその拡大の防止と経済への影響を小さくしていく対策に全力を挙げて取り組んでいるところである。いうまでもなく、その取組を支えているのは、職員の一人一人であり、全体の奉仕者としての強い使命感、福岡県職員としての矜持を堅持し、県民の期待と信頼に応えるため、日々職務に精励している。

本年は、10月15日に実施した特別給を引き下げる給与勧告に続き、月例給の改定を行わないこととする報告を行うとともに、有為な人材の確保や育成、働き方改革の推進、勤務環境の整備及び定年の引上げに関する検討の必要性などについて、本委員会の意見を申し述べたところである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、適正な給与を確保されるよう要請する。

## 報告の骨子

### ○ 今回の報告のポイント

#### 月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

### 1 民間給与との比較

約 12,000 民間事業所の約 43 万人の個人別給与を実地調査（完了率 80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差  $\Delta 164$  円  $\Delta 0.04\%$

[行政職(一)…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳]

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### (参考) ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

### 2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要  
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

#### (2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

#### (3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

#### (4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

#### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

### 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討



# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係資料

令和2年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の適用給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養親族数別人員	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	(8)
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	(27)

## 2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	(28)
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	(30)
第14表 民間における初任給の改定状況	(32)
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(33)
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(34)
第17表 民間における家族手当の支給状況	(43)
第18表 民間における定年制の状況	(43)
第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	(43)
第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	(43)

## 3 生計費関係資料

令和2年4月の標準生計費算定方法	(44)
第21表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

## 4 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	(46)
-------------	------



# 1 職員給与関係資料

## 令和2年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和2年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査対象

令和2年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員（1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 / 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	( 39,091 ) 39,280	( 41.6 ) 41.3	( 19.6 ) 19.2
行政職給料表	( 8,869 ) 8,884	( 42.1 ) 41.8	( 20.3 ) 19.9
医師職給料表	( 47 ) 48	( 42.1 ) 41.8	( 18.2 ) 17.0
看護師職給料表	( 49 ) 46	( 41.6 ) 41.3	( 19.1 ) 18.6
研究職給料表	( 361 ) 356	( 43.6 ) 43.7	( 20.6 ) 20.7
特定獣医師職給料表	( 74 ) 72	( 44.5 ) 44.1	( 21.0 ) 20.7
公安職給料表	( 11,208 ) 11,231	( 38.2 ) 38.3	( 17.0 ) 17.1
教育職給料表(二)	( 5,565 ) 5,565	( 45.5 ) 45.1	( 22.8 ) 22.4
教育職給料表(三)	( 12,916 ) 13,073	( 42.5 ) 41.8	( 19.8 ) 19.1
特定任期付職員給料表	( 2 ) 5	( 51.7 ) 42.7	( 7.4 ) 9.0

(注) 1 ( )内は、平成31年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第11表まで同じ。

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	% ( 74.1 ) 74.5	% ( 7.7 ) 7.3	% ( 18.2 ) 18.2	% ( 0.0 ) 0.0	% ( 63.4 ) 62.8	% ( 36.6 ) 37.2
行政職給料表	( 65.3 ) 65.5	( 8.2 ) 8.1	( 26.4 ) 26.3	( 0.1 ) 0.1	( 61.0 ) 60.3	( 39.0 ) 39.7
医師職給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 55.3 ) 56.2	( 44.7 ) 43.8
看護師職給料表	( 10.2 ) 8.7	( 75.5 ) 78.3	( 14.3 ) 13.0	( - ) -	( 6.1 ) 6.5	( 93.9 ) 93.5
研究職給料表	( 98.9 ) 98.6	( 0.8 ) 1.1	( 0.3 ) 0.3	( - ) -	( 80.3 ) 78.9	( 19.7 ) 21.1
特定獣医師職給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 62.2 ) 59.7	( 37.8 ) 40.3
公安職給料表	( 54.1 ) 54.1	( 3.8 ) 3.8	( 42.1 ) 42.1	( 0.0 ) 0.0	( 92.1 ) 91.6	( 7.9 ) 8.4
教育職給料表(二)	( 95.1 ) 95.2	( 3.8 ) 3.6	( 1.1 ) 1.2	( - ) -	( 57.8 ) 57.3	( 42.2 ) 42.7
教育職給料表(三)	( 87.7 ) 88.6	( 12.3 ) 11.4	( - ) -	( - ) -	( 42.4 ) 41.9	( 57.6 ) 58.1
特定任期付職員給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 50.0 ) 80.0	( 50.0 ) 20.0

(注) ( )内は、平成31年の数値である。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	39,280	335,207	7,407 ( 6,666 )	1,257 ( 6,666 )	16,838	5,822 ( 13,581 )	17,766	9,922 ( 21,938 )	39,258	19,329 ( 19,340 )	157	280 ( 69,997 )
行政職給料表	8,884	323,660	3,392 ( 4,184 )	1,598 ( 4,184 )	-	-	3,454	8,195 ( 21,077 )	8,879	18,488 ( 18,498 )	77	255 ( 29,418 )
医師職給料表	48	447,983	13 ( 10,354 )	2,804 ( 10,354 )	-	-	15	6,971 ( 22,307 )	48	79,789 ( 79,789 )	48	163,077 ( 163,077 )
看護師職給料表	46	308,841	33 ( 17,964 )	12,887 ( 17,964 )	-	-	9	4,267 ( 21,811 )	46	17,664 ( 17,664 )	-	-
研究職給料表	356	381,545	10 ( 10,640 )	299 ( 10,640 )	-	-	204	13,084 ( 22,833 )	356	21,859 ( 21,859 )	3	202 ( 23,967 )
特定獣医師職給料表	72	355,357	72 ( 22,460 )	22,460 ( 22,460 )	-	-	31	6,564 ( 15,245 )	72	21,137 ( 21,137 )	29	11,454 ( 28,438 )
公安職給料表	11,231	320,031	1,134 ( 3,368 )	340 ( 3,368 )	-	-	7,277	15,249 ( 23,535 )	11,231	18,190 ( 18,190 )	-	-
教育職給料表(二)	5,565	368,115	1,336 ( 10,495 )	2,520 ( 10,495 )	5,194	13,515 ( 14,480 )	2,393	9,162 ( 21,306 )	5,565	21,410 ( 21,410 )	-	-
教育職給料表(三)	13,073	340,336	1,417 ( 10,507 )	1,139 ( 10,507 )	11,644	11,739 ( 13,180 )	4,383	6,811 ( 20,316 )	13,056	19,695 ( 19,720 )	-	-
特定任期付職員給料表	5	473,220	-	-	-	-	-	-	5	25,553 ( 25,553 )	-	-

(注) 1 平均額の欄中、( )内は受給職員の平均額を示す。

2 教育職給料表(三)の平均額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員特別手当		へき地手当、特 地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	平 均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
10,613	6,947 ( 25,714 )	35,640	11,394 ( 12,558 )	157	152 ( 38,115 )	2,373	3,815 ( 63,151 )	18,495	2,546 ( 5,408 )	85	21 ( 9,760 )	623	283 ( 17,821 )	396,975
2,757	7,980 ( 25,716 )	8,187	17,477 ( 18,965 )	29	192 ( 58,897 )	619	5,420 ( 77,789 )	-	-	3	3 ( 9,683 )	-	-	383,268
18	10,123 ( 26,994 )	32	13,959 ( 20,938 )	-	-	17	40,925 ( 115,553 )	-	-	-	-	-	-	765,631
20	11,237 ( 25,845 )	41	8,799 ( 9,871 )	-	-	1	1,126 ( 51,800 )	-	-	-	-	-	-	364,821
112	8,184 ( 26,012 )	331	24,542 ( 26,396 )	1	84 ( 30,000 )	36	9,883 ( 97,728 )	-	-	-	-	-	-	459,682
21	7,684 ( 26,345 )	70	35,039 ( 36,041 )	-	-	6	7,053 ( 84,633 )	-	-	-	-	-	-	466,748
2,504	5,862 ( 26,292 )	9,549	11,177 ( 13,145 )	124	360 ( 32,629 )	97	899 ( 104,034 )	-	-	2	3 ( 17,290 )	-	-	372,111
1,665	7,699 ( 25,733 )	5,229	11,031 ( 11,739 )	-	-	299	3,185 ( 59,284 )	5,539	5,540 ( 5,566 )	-	-	623	1,995 ( 17,821 )	444,172
3,516	6,796 ( 25,271 )	12,197	7,114 ( 7,625 )	3	15 ( 66,667 )	1,298	5,190 ( 52,270 )	12,956	5,292 ( 5,340 )	80	59 ( 9,575 )	-	-	404,186
-	-	4	10,850 ( 13,563 )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	509,623

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
327,558	8,562	18,695	8,228	5,949	103	369,095

(注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である（職員数 7,770名 平均年齢 42.2歳 平均経験年数 20.4年）。  
 2 給料には、給料の調整額を含む。  
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該職員数	うち扶養親族である配偶者を有する職員	うち扶養親族である子を有する職員	うち特定期間の子を有する職員	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する職員
		人	人	人	人
1人	5,485	2,173	2,937	1,181	375
2人	5,706	2,374	5,578	2,140	203
3人	4,707	3,509	4,696	1,566	114
4人	1,613	1,466	1,613	537	71
5人	224	206	224	70	27
6人以上	31	29	31	17	5
合計	17,766	9,757	15,079	5,511	795

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 この表でいう特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。  
 3 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

機関等	区分						受給職員計	受給職員1人当たり支給月額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		
本庁・出先機関	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長		2,373	円 63,151
公立学校				校長	校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	人 36	人 104	人 282	人 193	人 795	人 963		

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	20%	16%	15%	5.4%		計
地域区分	東京都特別区	大阪市	名古屋市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人員 (構成比)	36 (0.1%)	6 (0.0%)	1 (0.0%)	10,178 (25.9%)	29,037 (74.0%)	39,258 (100.0%)
職員1人 当たり 支給月額	65,161	59,184	61,050	18,641	19,518	19,340

(注) 職員1人当たり支給月額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

区 分	借家・借間における家賃等の月額			計
	27,000円以下	27,000円を超え 61,000円未満	61,000円以上	
受給職員数	34	6,346	4,233	10,613
割合	0.3%	59.8%	39.9%	100.0%

(注) 1 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員14人を含む。

2 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は5,421人(手当受給者1人当たり平均手当月額23,670円)である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	交通機関等	交通用具	交通機関等	計
	利用者	使用者	・交通用具 併用者	
受給職員数	8,140	25,274	2,226	35,640
割合	22.8%	70.9%	6.3%	100.0%

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員計	受給職員 1人当たり 支給月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km 以上		
受給職員数	116	13	—	4	3	—	20	—	1	—	—	157	38,115

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										8
2										
3										
4										2
5										
6										
7										
8										
9	42						1			
10	6									
11	7								1	
12	48		2		1					1
13	14	2	2	1					10	1
14	11	2	2						1	
15	1	2	4							
16	43	2	4	1					1	
17	19	13	9	1						
18	12	3	2							
19	8	9	2							
20	21	7		1				1		
21	17	103	5	1						
22	10	24	3					1		
23	13	46	2					1		
24	27	30	4	1				1		
25	24	71	1	1	2					
26	17	30	3	2				5		
27	55	47	3	2			1	2		
28	27	31	3		1			9		
29	106	58		5				9		
30	66	43	2	1	1			13		
31	28	37	3	4				17		
32	124	41	4	4				5		
33	26	77	2	2	1			7		
34	57	45	4	2		1				
35	20	57		1				1		
36	114	41	1							
37	61	66	3	3						
38	48	41	4							
39	24	35	1			1			1	
40	108	45	2	2		2	1			
41	43	47	11	2			1			
42	64	11	3	3						
43	47	12	4	4						
44	78	23	3	4			1			
45	51	40	6	8						
46	58	42	4	7						
47	23	25	13	3						
48	16	28	8	9		1				
49	4	34	15	13		1	2			
50	8	30	12	5						
51	4	38	10	7		1				
52	8	28	15	10			1			
53		37	18	7			3			
54	1	34	12	10		1	24			
55	4	20	10	6			141			
56	1	27	30	20		2	17			
57	5	27	35	10		5	14			
58	1	19	13	19		8	8			
59	1	18	12	16		20	50			
60	3	19	26	27		12	9			

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
61		19	29	14		20	11			
62	2	14	30	7		16	2			
63	1	14	22	12		24	5			
64		13	30	14		24	17			
65		12	30	17		25	32			
66	1	20	22	139		55	5			
67		13	26	66		74	14			
68	2	15	39	44		21	31			
69		12	60	22		25	3			
70	1	5	48	42		103	6			
71		4	38	28		37	7			
72		4	37	28		18	4			
73		2	43	23		28	5			
74		3	17	26		29	20			
75			29	32		30	13			
76	1	5	21	19		23	3			
77		1	25	25		76	4			
78	1	1	29	18		57	2			
79			33	24		42	4			
80			38	15		41	9			
81			45	18		43	6			
82		3	25	29		40	2			
83			31	21		24	1			
84		2	38	22		25				
85	1		35	22		40	23			
86			40	25		43				
87			37	15		51				
88		1	31	26		39				
89		1	25	18		30				
90			32	15		15				
91			23	11		18				
92		2	44	13		12				
93			23	11		15				
94			39	12		21				
95		3	23	21		19				
96		1	21	10		11				
97		1	27	15		6				
98		2	24	10		17				
99		1	29	16		6				
100			24	22		12				
101		1	15	15		8				
102		1	8	15		9				
103			7	12		3				
104		1	18	10		1				
105		1	25	13		8				
106			26	5						
107		1	17	15						
108			19	11						
109			24	7						
110		1	23	5						
111			22	5		1				
112			18	8						
113		1	17	2		1				
114		1	19	6		1				
115		1	16	2						
116		1	19	5						
117			14	4						
118			14	1		1				
119			16	4		1				
120			12			1				

級 号	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
121			11	4						
122			21							
123			26	1						
124		1	11							
125			17							
126			7							
127		1	15							
128			9							
129			13							
130			14							
131			12							
132			14							
133		1	12	1		2				
134			6			1				
135			7							
136			9	1						
137			6	1						
138										
139			3							
140			1	1						
141			2	1						
142										
143			4							
144			1							
145			1	1						
146			3							
147			2							
148			1							
149										
150										
151										
152										
153			2							
154			3							
155			2							
156			1							
157			2							
158			1							
159										
160			3							
161										
162										
163			1							
164										
165										
166			1							
167										
168										
169										
170			1							
171										
172										
173										
174										
175										
176										
177										
178										
179										
180										

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
181										
182										
183										
184										
185										
186										
187										
188										
189										
190										
191										
192										
193										
計	1,634	1,754	2,193	1,348	6	1,348	503	72	14	12

適用職員数	8,884人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。  
また、上表の太破線は、行政職特例号給表の当該級における最高号給を示している。

その2 医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12		1		
13				
14	2			
15				
16				
17				
18	3	6		
19				
20				
21				
22	4	2		
23				
24				
25				
26	2	2		
27				
28				
29				
30	1			
31				
32				
33				
34		2		
35				
36			1	
37				2
38		1		
39				
40				
41			1	
42				
43				2
44				
45				
46		1		
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				1

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				1
62				1
63				
64				
65				9
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	12	15	3	18

適用職員数	48人
-------	-----

その3 看護師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12		2	1			
13						
14						
15						
16		2	1			
17						
18						
19		1				
20		4	1			
21						
22						
23		1				
24						
25						
26		1				
27						
28						
29						
30		1				
31			1			
32						
33						
34						
35			1			
36						
37						
38						
39			1			
40		1				
41						
42						
43						
44						1
45						
46						
47						
48			1			
49						
50						
51						
52				1		
53						
54						
55				1		
56						
57						
58						
59				2		
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66					1	
67						
68						
69				1		
70				2		
71						
72						
73				1		
74					1	
75						
76						
77				1		
78						
79						
80				1		
81						
82						
83					1	
84						
85				1		
86				1		
87				1		
88						

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89					1	
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104				1		
105						
106						
107						
108					1	
109						
110						
111						
112						
113				1		
114						
115				1		
116						
117						
118						
119						
120				1		
121				2		
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	14	7	19	5	1

適用職員数	46人
-------	-----

その4 研究職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			2			
9					2	
10					1	
11						
12					2	
13					3	
14						
15					1	
16					4	
17					3	
18					2	
19	1		1		4	
20					4	
21					3	
22					4	1
23					2	1
24			1		2	
25		2	2		2	1
26					2	3
27			1		1	2
28					2	2
29	3	3				4
30	1					1
31						2
32	3			1		2
33		1				3
34	1	1	1	1		2
35	1	3				3
36	8					2
37	4	2	2			
38		1	2			
39			1			2
40	8	1		1		2
41		1	3	3		
42			1			1
43		2	2			1
44	4		2			
45		6	5	1		1
46						2
47		1	1			
48		2	2	1		
49		5		1		
50		3	2			
51		2		1		
52		2	2	1		
53		3	2	1		
54		1	2			
55				10		
56	1		1	2		
57		5	2	1		
58		4	1	1		
59		2	2	1		1
60	1	1	1			
61		5	1	2		
62		1	3	1		
63		1	2	5		
64				2		
65			1	3		
66			1			
67			2	1		
68			3	4		
69		3	1	5		
70		2	3	3		
71			2	3		
72				4		
73			1	4		
74		1		3		
75				2		
76				2		

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
77		1				
78				1		
79		1		2		
80		1		1		
81				3	1	
82				4		
83				2		
84				6		
85				1	1	
86						
87		1		5		
88				1		
89				2		
90						
91						
92					1	
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	36	71	64	99	47	39

適用職員数	356人
-------	------

その5 特定獣医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10		2					
11		1					
12							
13		1					
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20		1					
21							
22		1					
23							
24							
25		1					
26							
27							
28							
29							1
30							
31							
32						2	
33		1					
34	3	1					
35	1	1				3	
36							
37							
38		2					
39		1					
40							
41							
42			1				
43							
44			1				
45							
46		3					
47							
48							
49							
50		1					
51		1	2			1	
52	1		1				
53							
54							
55			1		4		
56		2			1		
57			2				
58			1				
59			1				
60							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61			2				
62			1				
63							
64			1				
65							
66			1		2		
67							
68							
69			1				
70					1		
71				1			
72					1		
73					1		
74							
75					1		
76			1				
77							
78		1	1				
79							
80							
81							
82			1				
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92			1		1		
93							
94							
95							
96							
97					1		
98							
99							
100							
101							
102							
103			1				
104				1			
105				2			
106							
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
計	5	21	21	6	12	6	1

適用職員数	72人
-------	-----

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				2					
5									
6									1
7	88								
8	30								
9	32		1						1
10	52								
11	11								
12	15		2						
13	15		2						
14	2		1						
15	3								1
16	78		5	1					
17	10	5	11						
18	27		5	1					
19	14		7	1	1				
20	66	3	5	3					
21	128		6	1					
22	32		9	4	1				
23	51		5	2					
24	149	3	4	5					
25	41	21	13	2					
26	28	91	20	4	2				
27	23	28	18	5					
28	34	56	11	2					
29	43	29	16	5		1			
30	109	81	27	10	3	1			
31	32	37	36	4	1				
32	56	42	21	15	3				
33	24	44	19	17	5	2			
34	21	107	26	11	2	1			
35	14	54	24	13	8	2			
36	8	65	33	10	3				
37	8	51	22	8	2	3		1	
38	7	69	25	12	4				
39	5	52	32	13	3	1	1		
40	5	49	47	16					
41		32	34	10	5				
42		96	26	18	4		2		
43		51	37	20	3		2		
44	5	54	37	19	4		1		
45		50	36	29	31		2		
46	1	89	41	22	47	1	3	2	
47		73	32	39	26	1	3	9	
48	1	50	47	30	38		2	12	
49		44	71	47	24		1	10	
50		72	85	70	38	1	3	24	
51	1	56	64	91	20	1	2	19	
52	1	49	76	84	32		1	9	1
53		50	82	86	51		1	9	7
54		59	93	97	32		2	6	11
55		44	76	97	45		3	3	12
56		44	79	86	31		2	3	14
57		43	78	83	33		3	4	3
58		49	87	71	28		3	3	1
59		30	64	71	28		1	6	4
60		40	67	90	35			8	3
61		2	72	95	34			6	2
62		1	74	90	43	2		2	
63			75	95	40			7	2
64			70	93	41	2		3	3
65			19	85	28	8	3	5	2
66		1	20	91	33		8	6	3
67			27	90	29		3	2	2
68			9	78	34		14	1	1
69			13	42	42		9	1	
70			19	25	30		9	3	3
71			26	42	25		14	1	1
72			11	41	44		23	3	
73			11	40	38		11	3	
74			16	36	31		11	6	
75			13	27	26		19	6	
76			12	23	29		10		1

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			13	20	24		8		2
78			11	22	24		10		
79			7	19	26		13		
80			11	34	39		18	3	
81			8	14	15		9	5	
82			12	19	20		11	1	
83			14	24	24		3	2	
84			4	22	26		5		
85			8	24	27		5	1	
86			2	20	19		9	1	
87			2	29	22		8		
88			5	26	29		5		
89			4	24	19		2	1	
90			2	13	22		9		
91			2	15	30		8		
92			5	17	27		2		
93			4	18	27		2		
94			2	16	15				
95			2	8	27		1		
96			3	16	21		2		
97			1	15	284				
98				5			1		
99			2	15			2		
100			1	15			2		
101				9			11		
102			4	10					
103			2	10					
104			2	8					
105				5					
106			1	13					
107				15					
108			1	9					
109				6					
110			1	6					
111			1	11					
112			1	11					
113			2	9					
114			1	13					
115				13					
116			2	13					
117				14					
118				15					
119				11					
120			1	9					
121				8					
122				17					
123				16					
124			2	11					
125				21					
126				13					
127				13					
128				10					
129				18					
130				10					
131				5					
132				16					
133				8					
134			1	6					
135			2	4					
136				1					
137				5					
138									
139			1						
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	1,270	1,966	2,303	3,162	1,907	27	318	197	81

適用職員数	11,231人
-------	---------

その7 教育職給料表（二）適用職員

級 号給	1		2		特2		3		4	
	人		人		人		人		人	
1										
2										
3										
4										
5				43						
6				1						
7				8						
8				42						
9				1						
10				12						
11				1						
12		1		37						
13				1						
14				11						
15				4						
16				55						
17				13						
18				17						
19				7						
20				76						
21				2						
22				21						
23				8						
24				80						
25		1		3						1
26				24						3
27				8						5
28				89						4
29				8						8
30				26						7
31				8						7
32		3		90						18
33		2		8						15
34				30						8
35				6						12
36				77						8
37				8						4
38		2		27						6
39				12						4
40		1		81						4
41				10						2
42				46						6
43				16						4
44				56						3
45				11						1
46				32						
47				14						1
48				66		1				1
49		1		11		1				
50				25		1				
51				20						
52		2		68		1				
53				12						
54				28		3		4		
55				18				1		
56				49				2		
57				11				4		
58				20		3		10		
59		1		12				9		
60		2		55		2		4		
61		1		20		2		4		
62		2		25		5		9		
63				16		3		3		
64				41		1		16		
65				19		3		5		
66		1		22		3		7		
67		1		22		1		7		
68		2		46		4		9		
69		1		13		3		14		
70				32		5		8		
71				18		5		10		
72		2		44		3		15		
73				21		5		8		
74				28		6		8		
75				19		5		9		
76		1		41		6		10		
77				17		3		4		
78				16		10		10		
79				25		4		7		
80		1		27		6		6		
81				23		3		6		
82				23		13		5		
83				25		7		5		
84				21		7		2		
85		1		23		10				
86				23		15		1		
87				21		6				
88				46		19				

級 号給	1		2		特2		3		4	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89		21		6						
90	1	27		13						
91		20		7						
92	1	35		8						
93	3	13		3						
94	2	27		12						
95	1	20		6						
96		26		12						
97		20		9						
98	1	35		9						
99		19		11						
100		32		11						
101	2	24		15						
102		32		15						
103		21		12						
104		33		7						
105		31		10						
106		32		6						
107		21		13						
108	1	47		5						
109		16		14						
110	1	36		11						
111		23		9						
112	1	49		14						
113	1	34		15						
114	2	40		9						
115		21		5						
116	1	33		5						
117	1	23		5						
118		41								
119		28								
120		42								
121		23		1						
122		39								
123		32								
124		30								
125		35								
126	1	31								
127	1	39								
128		52								
129		48								
130	1	47								
131		77								
132		74								
133		100								
134		76								
135		114								
136		95								
137		126								
138		92								
139		106								
140		124								
141		95								
142		40								
143		7								
144		9								
145										
146		2								
147										
148		1								
149										
150										
151										
152										
153		27								
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163	1									
164										
165										
166										
167										
168										
169										
170										
171										
172										
173										
174										
175										
176										
177										
計	52	4,705	453	222	133					

適用職員数	5,565人
-------	--------

その8 教育職給料表（三）適用職員

級 号給	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2			
10		8			
11		1			
12		1			
13					
14		8			
15					
16		1			
17		341			
18		14			
19		43			8
20		345			14
21		5			42
22		52			54
23		15			63
24		288			22
25		4			57
26		70			57
27		14			25
28		301			15
29		12			37
30		63			23
31		40			10
32		266			38
33		14			32
34		86			11
35		37			26
36		305	3		25
37		20			14
38		70			11
39		70			25
40		263	1		1
41		20	1		
42		67	4		9
43		65	2		5
44		241	2		5
45		30	2		2
46		78	4		5
47		50	3		3
48		226	9		
49		48	1		1
50		71	3		
51		56	2		
52		202	5		
53		26	5		
54		87	4		
55		54	4		
56		166	9		
57		47	7	1	
58		97	7		
59		67	1		
60		160	12	1	
61		44	8		
62		73	11	2	
63		60	6	3	
64		130	15	5	
65		39	6	1	
66		71	16	3	
67		52	8	2	
68		98	8	2	
69		41	9	6	
70		75	15	16	
71		56	16	11	
72		111	12	10	
73		47	13	18	
74		53	21	46	
75		62	8	39	
76		102	14	52	
77		57	14	20	
78		66	13	42	
79		49	15	28	
80		73	18	45	
81		34	5	16	
82		66	16	22	
83		64	11	22	
84		70	23	23	
85		47	3	42	
86		51	19	39	
87		56	14	39	
88		74	26	20	

級 号給	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
89		50	17	20	
90		64	17	21	
91		53	20	24	
92		53	18	7	
93		43	15	9	
94		45	22	11	
95		27	16	17	
96		44	19	8	
97		36	20	8	
98		46	20	3	
99		35	20	2	
100		46	21		
101		41	17		
102		41	20	1	
103		38	14		
104		52	11		
105		31	18		
106		39	12		
107		36	16		
108		40	10		
109		30	6		
110		40	11		
111		45	16		
112		41	2		
113		32	8		
114		38	5		
115		16	2		
116		36	1		
117		34	3		
118		20	1		
119		29			
120		44			
121		26			
122		34			
123		27			
124		36			
125		33			
126		47			
127		24			
128		41			
129		48			
130		66			
131		36			
132		54			
133		43			
134		72			
135		41			
136		58			
137		63			
138		69			
139		97			
140		95			
141		120			
142		125			
143		148			
144		166			
145		160			
146		179			
147		216			
148		218			
149		199			
150		153			
151		138			
152		103			
153		130			
154		37			
155		14			
156		7			
157		2			
158		3			
159					
160					
161					
162					
163		1			
164					
165		42			
計	0	10,874	852	707	640

適用職員数	13,073人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	3
2	
3	
4	1
5	
6	1
7	

適用職員数	5人
-------	----

## 第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	級											
		1	2	特2	3	4	5	特5	6	7	8	9	
全 給 料 表	1,637	11	1,185		383	48	6	1			3		
行政職給料表	508		132		358	13	2				3		
看護師職給料表	3				2	1							
研究職給料表	15				15								
特定獣医師職給料表	8		1		7								
公安職給料表	27				1	21	4	1					
教育職給料表(二)	460	11	447			2							
教育職給料表(三)	616		605			11							

(注) 該当人員0の級は空欄とした。その2において同じ。

### その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	級											
		1	2	特2	3	4	5	特5	6	7	8	9	
全 給 料 表	372		325		43	2	2						
行政職給料表	57		16		41								
研究職給料表	1				1								
公安職給料表	4					2	2						
教育職給料表(二)	87		86		1								
教育職給料表(三)	223		223										

適用職員数(その1+その2)	2,009人
----------------	--------

## 2 民間給与関係資料

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

#### 2 調査の内容等

##### (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

##### (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)①及び②に関する調査（特別給等に関する調査）  
6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ (1)③及び④に関する調査（月例給に関する調査）  
8月17日（月）～9月30日（水）

#### 3 調査機関

本人事委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

#### 4 調査の範囲等

##### (1) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事

業所 1,995 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 32 職種）

(2) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

母集団事業所を産業、規模等によって 40 層に層化し、これから 516 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第 13 表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 集計

① 調査実人員

行政職相当職種が 16,098 人（うち初任給関係 1,074 人）であり、その他の職種が 756 人（うち初任給関係 6 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 89,213 人であり、このうち、行政職相当職種は 84,152 人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

5 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は令和 2 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等きまって支給する給与総額に含まれる実績に応じて支給される全ての手当をいう。

(5) 第 16 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

〔特別給等に関する調査事業所〕

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 429	事業所 81	事業所 66	事業所 53	事業所 163	事業所 66
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	46	7	7	12	11	9
製 造 業	121	23	19	9	49	21
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	99	15	15	10	43	16
卸 売 業、小 売 業	53	5	14	10	18	6
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	24	9	5	2	8	0
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	86	22	6	10	34	14

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が11事業所、調査不能の事業所が76事業所あった。

〔月例給に関する調査事業所〕

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 400	事業所 78	事業所 57	事業所 51	事業所 148	事業所 66
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	43	6	6	13	8	10
製 造 業	113	22	16	9	46	20
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	95	16	13	8	40	18
卸 売 業 、 小 売 業	52	6	14	10	16	6
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	20	9	3	1	7	0
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	77	19	5	10	31	12

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が11事業所、調査不能の事業所が105事業所あった。

第14表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		28.2	(36.1)	(63.9)	(0.0)	71.8
	500人以上		27.7	(38.9)	(61.1)	(0.0)	72.3
	100人以上 500人未満		34.1	(34.4)	(65.6)	(0.0)	65.9
	50人以上 100人未満		16.0	(31.4)	(68.6)	(0.0)	84.0
高校卒	規模計		17.8	(47.1)	(52.9)	(0.0)	82.2
	500人以上		12.4	(65.0)	(35.0)	(0.0)	87.6
	100人以上 500人未満		24.4	(35.0)	(65.0)	(0.0)	75.6
	50人以上 100人未満		16.6	(52.8)	(47.2)	(0.0)	83.4

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	204,381	210,616	197,093	196,362
	短大卒	182,741	187,881	174,088	* 193,500
	高校卒	165,748	169,178	162,958	165,440
新卒事務員	大学卒	201,316	207,933	190,208	198,865
	短大卒	180,943	185,777	* 173,379	—
	高校卒	163,364	167,540	161,331	* 158,138
新卒技術者	大学卒	209,328	215,819	205,052	* 190,277
	短大卒	184,180	189,747	174,662	* 193,500
	高校卒	167,938	171,091	164,181	172,055
新卒研究員	大学卒	* 223,510	x	x	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「\*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。  
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	45	52.7	791,192	567	790,625	
	短大卒	29	51.9	830,436	781	829,655	
	高校卒	3	53.0	725,631	17	725,614	
	中学卒	13	54.4	718,776	215	718,561	
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	19	52.5	754,357	2,285	752,072	
	短大卒	11	53.3	724,782	3,946	720,836	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	7	51.4	743,046	0	743,046	
	事務部長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	472	52.4	642,983	1,263	641,720	
	短大卒	353	52.1	676,965	1,181	675,784	
	高校卒	29	52.8	527,560	85	527,475	
	中学卒	88	53.2	548,750	2,003	546,747	
	技術部長	2	50.0	464,860	0	464,860	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	318	52.5	661,259	2,552	658,707	
	短大卒	237	52.3	699,006	1,562	697,444	
	高校卒	21	53.8	600,915	5,112	595,803	
	中学卒	59	52.9	534,365	5,664	528,701	
事務部次長	*	*	*	*	*	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
大学卒	119	49.8	574,740	445	574,295		
短大卒	87	49.3	598,315	592	597,723		
高校卒	10	51.4	557,206	133	557,073		
中学卒	21	51.6	494,043	9	494,034		
技術部次長	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	57	49.3	519,173	6,233	512,940		
短大卒	27	50.0	548,918	1,558	547,360		
高校卒	8	48.9	524,864	11,160	513,704		
中学卒	22	48.6	480,599	10,180	470,419		
事務課長	—	—	—	—	—	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	977	49.0	574,511	8,832	565,679		
短大卒	642	48.5	603,230	10,903	592,327		
高校卒	77	49.1	496,450	6,961	489,489		
中学卒	257	50.1	526,056	4,254	521,802		
技術課長	*	*	*	*	*	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	719	49.8	593,903	5,540	588,363		
短大卒	457	49.4	625,760	4,144	621,616		
高校卒	88	49.9	552,073	6,343	545,730		
中学卒	173	50.8	532,176	8,850	523,326		

(注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	367	45.4	509,223	37,318	471,905		
	短大卒	234	43.7	517,281	41,665	475,616		
	高校卒	34	47.9	456,893	29,780	427,113		
	中学卒	97	48.7	507,884	29,065	478,819		
	技術課長代理	2	46.5	520,983	57,150	463,833		
	大学卒	182	49.6	551,186	13,977	537,209		
	短大卒	122	49.4	565,739	13,101	552,638		
	高校卒	21	51.7	568,175	13,918	554,257		
	中学卒	39	49.1	496,513	16,749	479,764		
	事務係長	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	1,387	44.9	448,863	49,855	399,008		
	短大卒	798	43.2	462,370	56,828	405,542		
	高校卒	143	45.9	410,953	34,483	376,470		
	中学卒	442	47.6	437,291	41,990	395,301		
	技術係長	4	48.5	388,007	77,147	310,860		
大学卒	1,015	45.2	509,294	62,803	446,491			
短大卒	592	43.0	510,298	58,131	452,167			
高校卒	108	46.6	483,049	53,418	429,631	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上	
事務主任	312	48.7	516,570	74,535	442,035			
大学卒	3	51.7	499,273	102,623	396,650			
短大卒	1,095	41.1	367,619	43,410	324,209			
高校卒	632	38.1	372,638	48,148	324,490			
中学卒	161	44.9	350,511	29,635	320,876			
技術主任	297	45.3	366,751	40,822	325,929			
大学卒	5	45.6	335,672	41,840	293,832			
短大卒	836	41.9	440,203	69,788	370,415	事務係員	同 上	
高校卒	369	39.2	430,372	76,123	354,249			
中学卒	130	42.0	413,522	60,076	353,446			
事務係員	337	44.8	461,259	66,596	394,663			
大学卒	—	—	—	—	—			
短大卒	4,420	36.4	307,227	35,690	271,537			
高校卒	2,380	33.2	320,757	40,318	280,439			
中学卒	717	40.6	291,860	28,542	263,318			
技術係員	1,301	40.0	291,453	31,326	260,127	技術係員	同 上	
大学卒	22	39.5	277,286	26,226	251,060			
短大卒	2,996	34.0	335,598	54,130	281,468			
高校卒	1,712	32.7	342,575	55,683	286,892			
中学卒	375	35.7	335,279	53,653	281,626			
事務係員	904	35.6	322,676	51,441	271,235	事務係員	同 上	
大学卒	5	36.0	306,726	44,266	262,460			

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級		
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)				
事 務 関 係 職 種	支店長	41	53.0	803,100	609	802,491	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級	
	大学卒	26	52.1	848,217	850	847,367			
	短大卒	2	54.5	764,680	25	764,655			
	高校卒	13	54.4	718,776	215	718,561			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	工場長	14	52.0	793,952	0	793,952			構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	53.4	783,786	0	783,786			
	短大卒	—	—	—	—	—			
	高校卒	6	50.5	744,995	0	744,995			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	事務部長	303	52.4	701,465	885	700,580	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除 く。)		
	大学卒	255	52.3	719,000	993	718,007			
	短大卒	13	51.5	564,692	189	564,503			
	高校卒	35	53.5	624,513	357	624,156			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術部長	228	53.0	719,238	1,956	717,282			
	大学卒	196	52.7	734,371	1,798	732,573			
	短大卒	7	55.1	725,522	311	725,211			
	高校卒	25	54.8	598,835	3,650	595,185			
	中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	73	50.4	631,337	520	630,817	前記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)			
大学卒	56	49.7	644,825	651	644,174				
短大卒	5	50.2	629,782	265	629,517				
高校卒	12	53.8	569,043	16	569,027				
中学卒	—	—	—	—	—				
技術部次長	25	50.7	615,380	6,789	608,591				
大学卒	14	50.4	654,645	1,715	652,930				
短大卒	3	47.3	614,372	29,760	584,612				
高校卒	8	52.4	547,045	7,054	539,991				
中学卒	—	—	—	—	—				
事務課長	710	49.0	620,620	11,167	609,453	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	行政職 7級、8級		
大学卒	503	48.5	638,134	13,065	625,069				
短大卒	44	48.4	547,327	10,255	537,072				
高校卒	162	50.6	586,272	5,592	580,680				
中学卒	*	*	*	*	*				
技術課長	561	50.1	629,340	5,278	624,062				
大学卒	382	49.7	653,347	4,607	648,740				
短大卒	67	50.1	582,459	7,418	575,041				
高校卒	112	51.7	575,501	6,283	569,218				
中学卒	—	—	—	—	—				

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与(A)	うち 時間 外 手当(B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	302	45.4	522,053	38,155	483,898		
	短大卒	196	43.5	528,441	42,631	485,810		
	高校卒	22	48.5	472,340	24,929	447,411		
	高校卒	82	49.0	520,148	30,539	489,609		
	中学卒	2	46.5	520,983	57,150	463,833		
	技術課長代理	150	49.9	568,432	15,194	553,238		
	大学卒	106	50.0	581,936	13,335	568,601		
	短大卒	15	50.4	579,602	19,322	560,280		
	高校卒	29	49.3	513,293	19,849	493,444		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	932	45.1	484,966	58,220	426,746	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	547	43.1	496,867	66,906	429,961		
	短大卒	88	45.8	435,804	41,078	394,726		
	高校卒	297	48.3	477,615	47,305	430,310		
中学卒	—	—	—	—	—			
技術係長	767	45.4	548,556	72,470	476,086			
大学卒	456	43.0	543,534	66,029	477,505			
短大卒	75	46.3	518,540	66,924	451,616			
高校卒	234	49.6	568,385	86,660	481,725			
中学卒	2	53.5	499,094	88,719	410,375			
事務主任	742	41.2	388,732	48,193	340,539	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
大学卒	456	38.3	388,188	53,210	334,978			
短大卒	113	45.9	366,524	28,722	337,802			
高校卒	173	45.7	404,674	47,687	356,987			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	602	42.1	473,452	80,709	392,743			
大学卒	257	38.6	463,439	90,458	372,981			
短大卒	75	43.6	448,424	70,626	377,798			
高校卒	270	45.1	489,935	74,230	415,705			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	2,574	36.0	324,124	41,276	282,848		行政職 1級	
大学卒	1,499	32.5	330,158	44,997	285,161			
短大卒	406	41.2	310,791	32,047	278,744			
高校卒	661	40.8	319,060	38,842	280,218			
中学卒	8	42.3	288,496	13,421	275,075			
技術係員	1,865	32.7	349,945	63,698	286,247			
大学卒	1,089	31.7	358,007	65,409	292,598			
短大卒	211	32.4	338,334	61,875	276,459			
高校卒	562	34.6	338,678	61,067	277,611			
中学卒	3	37.3	351,139	63,989	287,150			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	4	50.0	669,134	137	668,997	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	50.0	676,334	182	676,152	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	5	53.8	643,490	8,680	634,810	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	53.0	621,524	10,850	610,674	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	146	52.3	550,825	1,576	549,249	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	88	51.5	580,280	1,364	578,916	
	短大卒	13	54.5	507,495	0	507,495	
	高校卒	43	53.5	507,642	2,558	505,084	
	中学卒	2	50.0	464,860	0	464,860	
	技術部長	69	51.8	522,070	2,189	519,881	
	大学卒	36	50.9	543,288	488	542,800	
	短大卒	14	53.1	538,611	7,513	531,098	
	高校卒	18	52.4	469,705	1,571	468,134	
	中学卒	*	*	*	*	*	
事務部次長	41	49.3	477,763	366	477,397	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
大学卒	28	49.1	503,266	536	502,730		
短大卒	5	52.6	484,630	0	484,630		
高校卒	7	48.9	382,853	0	382,853		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術部次長	22	49.5	449,020	1,164	447,856		
大学卒	9	52.4	452,002	2,008	449,994		
短大卒	5	49.8	471,159	0	471,159		
高校卒	8	45.9	431,828	941	430,887		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	232	49.1	453,588	2,661	450,927	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	122	48.6	477,119	3,504	473,615		
短大卒	23	51.0	447,265	3,684	443,581		
高校卒	87	49.2	422,262	1,207	421,055		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	133	48.5	476,891	5,959	470,932		
大学卒	68	47.8	494,587	1,818	492,769		
短大卒	21	49.4	455,127	2,911	452,216		
高校卒	43	49.2	461,447	14,134	447,313		
中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与(A)	うち 時間外 手当(B)	(A)－(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大学卒	56	46.6	438,785	28,485	410,300		
	短大卒	30	46.2	441,429	30,319	411,110		
	高校卒	11	46.7	428,775	33,690	395,085		
	中学卒	15	47.3	440,839	21,000	419,839		
	—	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	30	48.6	471,142	6,782	464,360		
	大学卒	14	45.9	458,434	8,814	449,620		
	短大卒	6	55.0	539,609	409	539,200		
	高校卒	10	48.7	447,852	7,760	440,092		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	393	44.5	384,456	34,263	350,193	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	228	43.2	394,337	35,989	358,348		
	短大卒	45	45.9	387,095	24,667	362,428		
	高校卒	116	46.3	363,889	33,116	330,773		
中学卒	4	48.5	388,007	77,147	310,860			
技術係長	206	45.2	393,334	33,327	360,007			
大学卒	111	43.5	404,849	32,398	372,451			
短大卒	29	48.4	410,955	25,858	385,097			
高校卒	65	46.5	364,172	36,749	327,423			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	286	40.6	331,986	37,277	294,709	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	152	37.6	340,080	37,834	302,246			
短大卒	36	41.6	326,832	38,899	287,933			
高校卒	94	44.7	320,708	36,020	284,688			
中学卒	4	47.3	335,840	31,050	304,790			
技術主任	181	41.7	365,223	42,524	322,699			
大学卒	90	41.6	365,537	43,693	321,844			
短大卒	45	41.1	374,247	43,333	330,914			
高校卒	46	42.5	355,782	39,446	316,336			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	1,428	36.7	287,816	28,569	259,247		行政職 1級	
大学卒	724	34.1	305,466	31,749	273,717			
短大卒	232	39.5	273,092	25,951	247,141			
高校卒	463	39.2	267,732	24,723	243,009			
中学卒	9	41.8	280,828	38,178	242,650			
技術係員	949	36.0	315,782	39,800	275,982			
大学卒	533	34.4	318,386	39,425	278,961			
短大卒	147	40.4	337,035	44,456	292,579			
高校卒	268	36.7	299,125	38,080	261,045			
中学卒	*	*	*	*	*			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	23	52.3	457,540	4,247	453,293	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	10	54.0	455,915	4,388	451,527		
	短大卒	3	51.0	453,602	0	453,602		
	高校卒	10	50.9	460,346	5,380	454,966		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	21	49.7	489,105	10,221	478,884		
	大学卒	5	47.0	433,851	0	433,851		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	16	50.5	506,372	13,415	492,957		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部次長	5	45.8	543,634	0	543,634		前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大学卒	3	44.0	617,247	0	617,247		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	48.5	433,215	0	433,215		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	10	45.6	432,994	16,000	416,994			
大学卒	4	43.3	396,935	0	396,935			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	6	47.2	457,033	26,666	430,367			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	35	47.4	440,698	2,383	438,315	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	17	46.8	475,513	55	475,458			
短大卒	10	47.6	385,713	0	385,713			
高校卒	8	48.4	435,447	10,309	425,138			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	25	48.3	421,198	9,192	412,006			
大学卒	7	46.0	394,549	1,450	393,099			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	18	49.2	431,561	12,202	419,359			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与(A)	うち 時間外 手当(B)	(A)－(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大学卒	9	40.8	516,976	64,195	452,781		
	短大卒	8	40.0	528,304	60,530	467,774		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	2	42.0	458,401	30,701	427,700		
	大学卒	2	42.0	458,401	30,701	427,700		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	62	45.1	314,402	22,924	291,478	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	23	44.6	316,372	23,745	292,627		
	短大卒	10	47.0	299,630	20,632	278,998		
	高校卒	29	44.8	317,933	23,063	294,870		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	42	42.1	361,062	30,863	330,199			
大学卒	25	41.0	372,272	28,338	343,934			
短大卒	4	39.8	340,295	0	340,295			
高校卒	13	44.9	345,893	45,216	300,677			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務主任	67	42.4	285,910	16,630	269,280	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	24	37.6	283,409	17,306	266,103			
短大卒	12	45.5	270,764	10,450	260,314			
高校卒	30	45.2	292,334	16,283	276,051			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術主任	53	39.7	318,604	38,842	279,762			
大学卒	22	36.5	309,326	41,330	267,996			
短大卒	10	33.2	328,497	56,299	272,198			
高校卒	21	46.2	323,612	27,922	295,690			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	418	37.9	269,493	25,623	243,870		行政職 1級	
大学卒	157	35.1	301,508	35,149	266,359			
短大卒	79	41.0	249,680	18,133	231,547			
高校卒	177	39.3	250,404	20,526	229,878			
中学卒	5	31.2	252,976	25,200	227,776			
技術係員	182	36.6	291,899	30,799	261,100			
大学卒	90	34.7	299,107	34,278	264,829			
短大卒	17	36.4	282,180	31,137	251,043			
高校卒	74	39.0	286,444	26,730	259,714			
中学卒	*	*	*	*	*			

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	52.0	769,535	0	769,535	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	20	49.0	634,108	0	634,108	
	研 究 室 ( 係 ) 長	4	51.5	525,263	0	525,263	
	主 任 研 究 員	46	40.3	481,331	32,763	448,568	
	研 究 員	47	33.2	369,331	49,331	320,000	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	36	59.1	821,492	361	821,131	
	大 学 教 授	154	57.0	702,938	5,820	697,118	
	大 学 准 教 授	131	48.0	563,300	2,562	560,738	
	大 学 講 師	78	42.7	488,996	2,096	486,900	
	大 学 助 教	38	40.0	465,200	13,679	451,521	
	高 等 学 校 校 長	3	58.3	726,129	0	726,129	
	高 等 学 校 教 頭	9	55.3	707,331	17,073	690,258	
	高 等 学 校 教 諭	118	46.8	563,915	17,495	546,420	

第17表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		75.8%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(84.4%)
家 族 手 当 制 度 が な い		24.2%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	13,089 円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,895 円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,634 円

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	84.0	16.0	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給 与 減 額 有 り		給 与 減 額 な し
			60歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		59.7	37.2	40.3
非 管 理 職		54.4	39.5	45.6

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第20表において同じ。)  
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
%	%
69.5	69.5

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 令和2年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（福岡市・勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別支出金額に消費動向の変動分を反映したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第21表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	22,300 円	35,700 円	46,380 円	57,060 円	67,740 円
住 居 関 係 費	65,810	70,960	63,830	56,700	49,570
被 服 ・ 履 物 費	830	2,670	3,030	3,390	3,750
雑 費 I	29,940	38,550	52,140	65,720	79,310
雑 費 II	9,830	28,470	33,160	37,870	42,570
計	128,710	176,350	198,540	220,740	242,940

## 4 労働経済関係資料

### 第22表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)	② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給する与 (調査産業計)				⑥ 所定 (調査)	
		全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)
平成30年度	0.3	0.5	0.4	1.62	1.59	2.4	2.9	296.0	0.6	272.7	△ 2.4	270.7	0.6
令和元年度	0.0	1.3	△ 1.0	1.55	1.52	2.3	2.8	296.2	0.1	270.8	△ 0.7	271.2	0.3
平成31年4月		1.1	△ 1.0	1.63	1.47	2.4		299.5	0.3	271.9	△ 2.9	273.4	0.3
令和元年5月	0.4	0.8	△ 1.4	1.62	1.45	2.4	2.7	294.8	0.1	269.8	△ 2.3	269.4	△ 0.1
6月		1.0	△ 1.6	1.61	1.44	2.3		297.6	0.3	268.1	△ 2.2	272.4	0.3
7月		1.2	△ 1.4	1.59	1.43	2.3		296.4	0.0	271.8	△ 1.0	271.6	0.1
8月	0.0	1.2	△ 1.0	1.59	1.43	2.3	2.9	295.9	0.1	269.8	△ 1.9	271.3	0.2
9月		1.5	△ 1.5	1.58	1.42	2.4		296.0	0.1	269.8	△ 0.9	271.8	0.2
10月		1.5	△ 1.5	1.58	1.40	2.4		298.4	0.1	274.8	△ 0.6	273.0	0.2
11月	△ 1.8	1.5	△ 2.1	1.57	1.40	2.2	2.8	297.7	△ 0.4	269.1	△ 2.4	271.9	△ 0.1
12月		1.5	△ 1.1	1.57	1.42	2.2		297.1	△ 0.2	272.6	△ 1.2	271.8	0.2
令和2年1月		1.2	0.6	1.49	1.34	2.4		293.1	0.4	270.4	2.3	269.1	0.7
2月	△ 0.6	1.1	0.0	1.45	1.31	2.4	2.8	293.7	0.3	266.5	1.8	269.2	0.6
3月		1.1	0.3	1.39	1.25	2.5		294.3	△ 0.4	274.6	3.4	269.9	0.1
4月		0.9	△ 0.6	1.32	1.16	2.6		295.8	△ 1.2	273.3	0.5	273.0	△ 0.1
5月	△ 7.9	0.2	△ 0.3	1.20	1.06	2.9	3.0	287.3	△ 2.6	266.2	△ 1.3	268.7	△ 0.3
6月		0.2	0.1	1.11	0.98	2.8		291.0	△ 2.2	269.8	0.6	272.3	0.0
7月		0.2	0.0	1.08	0.96	2.9		292.7	△ 1.3	271.0	△ 0.3	272.2	0.2
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生					

- (注) 1 ①については平成23暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成27年基準である。  
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模 30人以上)の数値である。  
 3 ④の福岡県の欄の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府県標本設計を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が  
 4 ④の福岡県の欄及び⑨の欄中平成30年度、令和元年度の項は、それぞれ平成30暦年、令和

内 給 与 産業計)	⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出 (名 目) (二人以上の世帯)				⑩ 消 費 者 物 価 指 数 ( 総 合 )		⑪ 国内 企 業 物 価 指 数	
	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡市	全国	福岡市	全国	福岡市	
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前 年 比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前 年 比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
248.9	△ 1.2	146.8	147.3	12.5	12.5	287.3	1.5	322.6	1.0	0.7	0.5	2.2
247.8	△ 0.5	144.2	144.8	12.3	12.5	293.4	2.1	299.6	△ 7.1	0.5	0.7	0.1
248.0	△ 2.5	148.7	147.8	13.1	13.2	301.1	2.3	300.0	△ 3.8	0.9	0.7	1.3
246.4	△ 2.4	141.4	141.9	12.4	12.5	300.9	7.0	297.2	4.4	0.7	0.5	0.6
245.7	△ 1.9	147.4	146.6	12.3	12.3	276.9	3.5	301.8	8.8	0.7	0.7	△ 0.2
248.7	△ 0.7	150.1	151.3	12.3	12.8	288.0	1.6	292.7	△ 10.4	0.5	0.7	△ 0.7
246.9	△ 1.7	141.6	142.3	11.6	12.4	296.3	1.3	290.6	△ 1.2	0.3	0.9	△ 0.9
247.5	△ 0.7	142.5	143.7	12.2	12.9	300.6	10.8	299.2	△ 0.7	0.2	1.0	△ 1.1
251.3	△ 0.4	146.5	148.0	12.6	12.9	279.7	△ 3.7	299.9	2.2	0.2	0.6	△ 0.4
246.1	△ 1.9	147.5	146.3	12.6	12.5	278.8	△ 0.8	291.8	△ 8.7	0.5	0.5	0.1
248.8	△ 0.8	145.0	145.7	12.3	12.7	321.4	△ 2.4	327.4	△ 12.9	0.8	1.1	0.9
247.3	2.0	137.7	141.2	11.8	12.5	287.2	△ 3.1	294.8	3.9	0.7	0.8	1.5
244.7	2.1	139.8	138.2	12.1	11.6	271.7	0.2	262.2	△ 1.2	0.4	0.4	0.7
252.6	4.0	142.1	144.3	11.9	11.5	292.2	△ 5.5	284.9	△ 17.7	0.4	0.5	△ 0.5
253.4	2.2	143.9	142.7	10.6	10.3	267.9	△ 11.0	297.7	△ 0.8	0.1	0.3	△ 2.5
249.3	1.1	126.9	130.6	8.6	8.8	300.9	0.0	297.2	0.0	0.1	0.5	△ 2.8
252.2	2.6	141.3	144.8	9.3	9.4	273.7	△ 1.1	335.4	11.1	0.1	0.4	△ 1.6
253.1	1.8	145.8	148.7	10.3	10.6	266.9	△ 7.3	318.2	8.7	0.3	0.7	△ 0.9
労 働 省					総 務 省					日本銀行		

県別結果)である。総務省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては留意すること。」としている。元暦年の数値である。